

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 29 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700184号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700024号

第1 結論

昭和59年*月から昭和61年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から昭和61年2月まで

私が20歳になった昭和59年*月頃、私の母が私の国民年金の加入手続をA市B区役所の窓口で行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、母が、初回は加入手続を行った際に、A市B区役所の窓口で納付し、その後は自宅に送付されてきた納付書により、母自身の分と一緒にC郵便局又はD銀行E支店の窓口で、私が就職するまで、定期的に、又は遡ってまとめて納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が昭和59年*月頃に、国民年金の加入手続をA市B区役所で行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成3年4月ないし同年5月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者から提出された年金手帳(写)によると、国民年金手帳記号番号は上記加入手続により請求者に付与されたものであるとともに、請求者が初めて国民年金の被保険者となつた日は、最初の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の「昭和63年4月1日」と記載されている上、当該日付はオンライン記録とも一致しており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の

国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。